

医療法人アプライドバイオファーマテック

久留米臨床薬理クリニック

医師主導治験における治験審査委員会標準業務手順書

作成日：2016年4月1日（第2.1版）

医療法人アプライドバイオファーマテック
久留米臨床薬理クリニック

所長 吉田 隆文

本手順書の構成

治験の原則

第1章 治験審査委員会

- 第1条 (目的と適用範囲)
- 第2条 (治験審査委員会の責務)
- 第3条 (治験審査委員会の設置及び構成)
- 第4条 (治験審査委員会の業務)
- 第5条 (治験審査委員会の運営)

第2章 治験審査委員会事務局

- 第6条 (治験審査委員会事務局の業務)

第3章 記録の保存

- 第7条 (記録の保存責任者)
- 第8条 (記録の保存期間)
- 第9条 (記録の保存場所)
- 第10条 (記録の廃棄)

第4章 その他の事項

- 第11条 (規則の準用)
- 第12条 (本手順書の適用時期)

書式

「新たな「治験の依頼等に係る統一書式」の一部改正について」(平成25年3月26日 医政研発第0326第1号・薬食審査発0326第1号及びその後の改正を含む)の統一書式（医師主導治験）を用い、記載方法は書式脚注に従うものとし、押印は省略する。また、必要に応じて別に定める。

付則

治験の原則

医療法人アプライドバイオファーマテック 久留米臨床薬理クリニック治験審査委員会で承認した治験は、次に掲げる原則に則って実施されなければならない。

1. 治験は、ヘルシンキ宣言に基づく倫理的原則及びG C Pを遵守して行われなければならない。
(G C Pとは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、医薬品医療機器等法という）、平成9年3月27日付厚生省令第28号（医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令）、平成16年12月20日付厚生労働省令第171号（医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令、平成17年3月23日付厚生労働省令第36号（医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令、平成17年3月23日付厚生労働省令第38号（医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令、これらの省令の一部を改正する省令及びこれらに関連する通知等を含む。）
2. 治験を開始する前に、個々の被験者及び社会にとって期待される利益と予想される危険及び不便とを比較し、考量しなければならない。期待される利益によって危険を冒すことが正当化される場合に限り、治験を開始継続すべきである。
3. 被験者の人権、安全及び福祉に対する配慮が最も重要であり、科学と社会のための利益よりも優先されるべきである。
4. 治験薬に関して、その治験の実施を支持するのに十分な非臨床試験及び臨床試験に関する情報が得られていなければならない。
5. 治験は科学的に妥当でなければならず、治験実施計画書にその内容が明確かつ詳細に記載されていなければならない。
6. 治験は、治験審査委員会が事前に承認した治験実施計画書を遵守して実施しなければならない。
7. 被験者に対する医療及び被験者のためになされる医療上の決定に関する責任は、医師又は歯科医師が常に負うべきである。
8. 治験の実施に関与する者は、教育、訓練及び経験により、その業務を十分に遂行しうる要件を満たしていなければならない。
9. 全ての被験者から、治験に参加する前に、自由意思によるインフォームド・コンセントを得なければならない。
10. 治験に関する全ての情報は、正確な報告、解釈及び検証が可能なように記録し、取扱い、及び保存しなければならない。
11. 被験者の身元を明らかにする可能性のある記録は、被験者のプライバシーと秘密の保全に配慮して保護しなければならない。
12. 治験薬の製造、取扱い、保管及び管理は、治験薬の製造管理、品質管理基準等に関する基準(治験薬GMP)に準拠して行うものとする。治験薬は治験審査委員会が事前に承認した治験実施計画書を遵守して使用するものとする。

13. 治験のあらゆる局面の質を保証するための手順を示したシステムが、運用されなければならぬ。
14. 治験に関連して被験者に健康被害が生じた場合には、過失によるものであるか否かを問わず、被験者の損失は適切に補償されなければならない。その際、因果関係の証明等について被験者に負担を課すことがないようにしなければならない。

第1章 治験審査委員会

(目的と適用範囲)

- 第1条 医師主導治験における治験審査委員会標準業務手順書（以下、「本手順書」という。）は、医薬品医療機器等法（昭和35年法律第145号）、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年3月27日厚生省令第28号）（以下「GCP省令」という）、並びにGCP省令に関する通知書等に基づいて、治験の実施に必要な手続きと運営に関する手順を定めるものである。
- 2 本手順書は、医師主導治験における治験標準業務手順書第7条の規定により設置した医療法人アプライドバイオファーマテック久留米臨床薬理クリニック（以下、「当クリニック」という）治験審査委員会の運営に関する手順及び記録の保存方法を定めるものである。
- 3 本手順書は、医薬品の製造販売承認申請又は承認事項一部変更承認申請（以下「承認申請」という）の際に提出すべき資料の収集のために行う医師主導治験に対して適用する。

(治験審査委員会の責務)

- 第2条 治験審査委員会は、「治験の原則」に従って、被験者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上を図ること。
- 2 治験審査委員会は、社会的に弱い立場にある者を被験者とする可能性のある治験には特に注意を払うこと。
- 3 治験審査委員会は、倫理的及び科学的妥当性の観点から治験の実施及び継続等について審査を行うこと。

(治験審査委員会の設置及び構成)

第3条 治験審査委員会は、当クリニック内に設置するものとする。

設置者：当クリニック 所長

名 称：医療法人アプライドバイオファーマテック 久留米臨床薬理クリニック
治験審査委員会

所在地：福岡県久留米市旭町 67 番地 久留米大学医学部 B 棟内

- 2 治験審査委員会は、所長が指名する以下の者をもって構成する。なお、別途委員名簿に定めるものとする。
- 1) 治験について、倫理的、科学的及び医学的・薬学的観点から十分に審議を行うことができるよう、必要な資格及び経験を持っている者であること。
- 2) 男女両性を含む 5 名以上の委員であること。
- 3) 医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の委員が 1 名以上加えられていること。

- 4) 当クリニック及び所長と利害関係を有しない委員が1名以上加えられていること。
- 3 所長は、委員全員の合意により選出された委員長及び副委員長を指名する。
- 4 委員の任期は2年とするが、再任は妨げない。
- 5 委員長が何らかの事由のため職務が行えない場合には、副委員長がその職務を代行する。
- 6 委員に欠員が生じた場合は、所長は後任の委員を指名する。この場合、第3項の規定にかかわらず、後任委員の任期は前任委員の残任期間とする。
- 7 所長は、治験審査委員会に出席することはできるが、委員になること並びに審議及び採決に参加することはできない。

(治験審査委員会の業務)

第4条 治験審査委員会は、その責務の遂行のために以下の最新資料を所長から入手する。なお、あらかじめ、自ら治験を実施する者、治験審査委員会及び所長の合意が得られている場合においては、GCP省令第26条の6第2項に関する通知に限り、自ら治験を実施する者から入手することができる。また、この場合においては、GCP省令第40条第1項の規定に基づき所長が治験審査委員会等に文書により通知したものとみなす。

- 1) 治験実施計画書 (GCP省令第15条の4第4項の規定により改訂されたものを含む。なお、治験実施計画書の分冊等を作成しており、当該分冊等に記載された当該実施医療機関以外の実施医療機関に特有の情報を改訂する場合は除く)
- 2) 治験薬概要書 (GCP省令第15条の5第2項の規定により改訂されたものを含む)
- 3) 症例報告書の見本 (治験実施計画書において、症例報告書に記載すべき事項が十分に読み取れる場合は、当該治験計画書をもって症例報告書の見本に関する事項を含むものとする)
- 4) 説明文書、同意文書 (説明文書と同意文書は一体化した文書又は一式の文書とする)
- 5) モニタリングの実施に関する手順書
- 6) 監査に関する計画書及び業務に関する手順書
- 7) 治験責任医師の履歴書 ((医)書式1) (必要な場合は治験分担医師の履歴書)
- 8) 治験分担医師となるべき者の氏名を記載した文書 (治験分担医師・協力者リスト ((医)書式2)での代用可)
- 9) 治験薬の管理に関する事項を記載した文書
- 10) GCP省令の規定により治験責任医師及び医療機関に従事する者が行う通知に関する事項を記載した文書
- 11) 治験の費用に関する事項を記載した文書 (被験者への支払 (支払がある場合) に関する資料)
- 12) 被験者の健康被害の補償について説明した文書
- 13) 医療機関が治験責任医師の求めに応じてGCP省令第41条第2項各号に掲げる記録 (文書を

含む)を閲覧に供する旨を記載した文書

- 14) 医療機関がGCP省令又は治験実施計画書に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合(GCP省令第46条に規定する場合を除く)には、治験責任医師は治験を中止することができる旨を記載した文書
- 15) その他治験が適正かつ円滑に行われることを確保するために必要な事項を記載した文書
- 16) 被験者の募集手順(広告等)に関する資料(募集する場合)
- 17) 被験者の安全等に係る報告
- 18) 治験の現況の概要に関する資料(継続審査等の場合)
- 19) モニタリング報告書及び監査報告書(継続審査等の場合)
- 20) その他治験審査委員会が必要と認める資料(企業との連携がある場合、利益相反に関する資料等)。

2 治験審査委員会は、以下の事項について調査審議し、記録を作成する

- 1) 治験を実施することの倫理的、科学的及び医学的・薬学的見地からの妥当性に関する事項
 - ・医療機関が十分な臨床観察及び試験検査を行うことができ、かつ、緊急時に必要な措置を採ることができる等、当該治験を適切に実施できること
 - ・治験責任医師が当該治験を実施する上で適格であるか否かをその最新の履歴書等により検討すること。なお、治験審査委員会が必要と認める場合には、治験分担医師が当該治験を実施する上で適格であるか否かをその最新の履歴書等により検討すること。
 - ・治験の目的、計画及び実施が妥当なものであること
 - ・被験者の同意を得るに際しての説明文書及び同意文書の内容が適切であること
 - ・被験者の同意を得る方法が適切であること
 - ・被験者への健康被害に対する補償の内容が適切であること
 - ・必要と認める場合は、医療機関の長に自ら治験を実施する者が確保する治験費用に関する資料の提出を求め、予定される治験費用が適切であることを確認すること
 - ・被験者に対する支払がある場合には、その内容・方法が適切であること
 - ・被験者の募集手順(広告等)がある場合には、募集の方法が適切であること

2) 治験実施中又は終了時に行う調査審議事項

- ・被験者の同意が適切に得られていること
 - ・被験者に対する緊急の危険を回避するなど医療上やむを得ない事情のために行った治験実施計画書からの逸脱に関するこ
 - ・治験実施中に当該医療機関で発生した重篤な有害事象に基づく当該治験の継続の可否
 - ・被験者の安全又は当該治験の実施に影響を及ぼす可能性のある重大な情報に基づく当該治験の継続の可否
- なお、重大な情報には、以下のものが含まれる。
- ①当該被験薬又は外国で使用されているものであって当該被験薬と成分が同一性を有

すると認められるもの（以下、「当該被験薬等」という）の重篤な副作用又は感染症によるものであり、かつ、治験薬概要書から予測できないもの

②死亡又は死亡につながるおそれのある症例のうち、当該被験薬等の副作用又は感染症によるもの（①を除く）

③当該被験薬等の副作用又は感染症によりがんその他の重大な疾病、障害又は死亡が発生するおそれがあることを示す研究報告

④当該被験薬等の副作用又は感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が著しく変化したことを示す研究報告

⑤当該治験薬等が治験の対象となる疾患に対し効能又は効果を有しないことを示す研究報告

⑥当該治験薬等に係わる製造販売の中止、回収、廃棄その他の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施

- ・治験の実施状況の概要に基づき、治験が適切に実施されていること（治験の期間が1年を超える場合には少なくとも1年に1回以上の頻度で調査審議する）
- ・モニタリング報告書及び監査報告書に基づき、モニタリング又は監査が適切に実施されていること
- ・治験の終了、治験の中止又は中断及び当該治験の成績が承認申請書に添付されないこと
- ・その他治験審査委員会が求める事項

3 治験審査委員会は、治験責任医師に対して治験審査委員会が治験の実施を承認し、これに基づく医療機関の長の指示及び決定が文書で通知され、治験計画届出を提出し、医薬品医療機器等法で規程された期間が経過するまで被験者を治験に参加させないように求めるものとする。

4 治験審査委員会は、審議で「修正の上で承認する」と決定した治験に関して、治験実施計画書等の審査資料が適切に修正されていることを確認するものとする。

(治験審査委員会の運営)

第5条 治験審査委員会は、原則として月1回開催する。ただし、所長から緊急に意見を求められた場合には、随時委員会を開催することができる。

2 治験審査委員会の開催に当たっては、あらかじめ治験審査委員会事務局から原則として1週間前迄に文書で委員長及び各委員に通知するものとする。

3 治験審査委員会は、以下の要件を満たす会議においてのみ、その意思を決定できるものとする。

- 1) 少なくとも、5名以上の委員が参加していること
- 2) 第3条第2項第3号の委員が少なくとも1名参加していること。
- 3) 第3条第2項第4号の委員が少なくとも1名参加していること。

4 採決に当たっては、審査に参加した委員のみが採決への参加を許されるものとする。

- 5 自ら治験を実施する者又は自ら治験を実施する者と密接な関係のある委員(自ら治験を実施する者の上司又は部下、当該治験薬提供者、その他当該治験薬提供者と密接な関係を有する者等)は、その関与する治験について情報を提供することは許されるが、当該治験に関する事項の審査及び採決への参加はできないものとする。
- 6 治験審査委員会における審議品目の説明は、治験実施計画書及び治験薬概要書等に精通している者が行うことが適当であることから、治験責任医師(治験責任医師の出席が困難な場合にあっては治験分担医師)が行うことが望ましいが、必要に応じて、治験薬提供者又は治験協力者が治験審査委員会に出席し、補足説明等を行うことができるものとする。
- 7 委員長が特に必要と認める場合には、委員以外の特別の分野の専門家を委員会に出席させて意見を聞くことができる。
- 8 採決は出席した委員全員の合意を原則とする。
- 9 意見は以下の各号のいずれかによる。
 - 1) 承認する
 - 2) 修正の上で承認する
 - 3) 却下する
 - 4) 既に承認した事項を取り消す(治験の中止又は中断を含む)
 - 5) 保留する
- 10 所長は治験審査委員会の審査結果について異議ある場合には、理由書を添えて治験審査委員会に再審査を請求することができる。
- 11 治験審査委員会は、審査及び採決に参加した委員名簿(各委員の職業、資格及び職名を含む)に関する記録、会議の記録及びその概要を作成し保存するものとする。
- 12 治験審査委員会は、審査終了後速やかに所長に、治験審査結果通知書((医)書式5)により報告する。なお、あらかじめ、自ら治験を実施する者、治験審査委員会及び所長の合意が得られている場合には、GCP省令第26条の6第2項に関する治験を継続して行うことの適否についての意見に限り、治験審査委員会は、所長に加えて自ら治験を実施する者にも同時に文書により意見を述べることができる。この場合、GCP省令第32条第7項の規定に基づき、治験審査委員会の意見を所長が自ら治験を実施する者に文書により通知したものとみなす。
- 13 治験審査委員会は、承認済みの治験について、治験期間内の軽微な変更の場合には、迅速審査を行うことができる。迅速審査の対象か否かの判断は委員長が行う。ここでの軽微な変更とは、治験の実施に影響を与えない範囲で、被験者に対する精神的及び身体的侵襲の可能性がなく、被験者への危険を増大させない変更をいう。具体的には、治験の期間が1年を超えない場合の治験実施期間の延長、実施症例数の追加又は治験分担医師の追加・削除等が該当する。
- 14 迅速審査は、委員長及び委員長が指名する委員により行い、第9項に従って判定し、第12項に従って所長に報告する。委員長は、次回の治験審査委員会で迅速審査の内容と判定を報告する。

第2章 治験審査委員会事務局

(治験審査委員会事務局の業務)

第6条 治験審査委員会事務局は、委員長の指示により、以下の業務を行うものとする。

- 1) 治験審査委員会の開催準備
 - 2) 治験審査委員会の審査等の記録(審査及び採決に参加した委員の名簿、会議の記録及びその概要を含む)の作成
 - 3) 治験審査結果通知書((医)書式5)の作成及び医療機関の長への提出
 - 4) 記録の保存
 - 5) その他治験審査委員会に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援
- 2 治験審査委員会標準業務手順書に関する業務
 - 1) 本手順書の改訂及び保存
 - ①本手順書は少なくとも年に1回は見直しを行い、治験審査委員会委員長と協議の上必要ならば改訂を行い、所長の承認を得るものとする。
 - ②本手順書が改訂された場合、版数、作成日を変更し、改訂の記録を残し、変更内容は治験審査委員会へ報告するものとする。
 - ③治験審査委員会事務局担当者は最新の手順書を治験審査委員会事務局内に保存するものとする。
 - 2) 本手順書の開示
治験審査委員会事務局担当者は、治験審査委員会委員、自ら治験を実施する者が指名したモニター及び監査担当者、また、国内外の規制当局の監査担当者から閲覧の依頼を受けた場合、閲覧のため提示するものとする。
 - 3 治験審査委員会についての情報の公表に関する業務
治験審査委員会事務局担当者は、治験審査委員会の手順書、委員名簿、議事録の概要及び治験審査委員会の開催予定日を当クリニックのホームページで公表するための業務を以下の手順で行うものとする。
 - 1) 治験審査委員会の手順書及び委員名簿については、最新のものを公表する。なお、治験審査委員会の手順書又は委員名簿の変更があった場合には、直ちに更新するとともに、その履歴が確認できるよう記録を残しておくものとする。
 - 2) 議事録の概要には、開催日時、出席委員名、議題及び審議結果を含む主な議論の概要を記載し、公表前までに治験審査委員会委員長と協議の上必要ならば修正を行い、必要に応じてマスキングなどの措置を講じるものとする。また、公表時期については、治験審査委員会の開催後2ヶ月以内を目途に行うものとする。
 - 3) 迅速審査については、議事録の作成は不要とする。
 - 4) 治験審査委員会の開催予定日については、決まり次第、公表するものとする。

- 5) 上記の公表内容については、治験審査委員会事務局にてファイリングを行い、一般の閲覧に対応するものとする。

第3章 記録の保存

(記録の保存責任者)

第7条 治験審査委員会における記録の保存責任者は治験審査委員会事務局長とする。

2 治験審査委員会において保存する文書は以下のものである。

- 1) 当業務手順書
- 2) 委員名簿(各委員の職業、資格及び所属を含む)
- 3) 調査審議された資料等
- 4) 治験審査委員会の審査等の記録(審査及び採決に参加した委員の名簿、会議の記録及びその概要を含む)
- 5) 書簡等の記録
- 6) その他必要と認めたもの

(記録の保存期間)

第8条 所長は、前条第2項の文書を、以下の1)又は2)の日のうちいずれか遅い日までの期間保存するものとする。ただし、自ら治験を実施する者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について自ら治験を実施する者と協議するものとする。

- 1) 当該被験薬に係る製造販売承認日(開発の中止若しくは治験の成績が承認申請書に添付されない旨の通知を受けた場合には開発中止が決定された若しくは申請書に添付されない旨の通知を受けた日から3年が経過した日)
- 2) 治験の中止又は終了後3年が経過した日

(記録の保存場所)

第9条 記録の保存責任者は、記録が紛失、毀損等しないように適切な保存場所を設置するものとする。

(記録の廃棄)

第10条 記録の保存責任者は、保存している記録が保存期間を満了し当該記録を廃棄する場合、被験者のプライバシー等侵害しないよう適切に処分するものとする。この際、廃棄した旨を記録するものとする。

第4章 その他の事項

(規則の準用)

第11条 次にあげる臨床試験についてはこの手順書を準用するものとする。

- 1) 医療機器の治験
- 2) 体外診断用医薬品の治験
- 2 前項に規定する医療機器の治験を実施する場合には、第1条第1項の「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年3月27日厚生省令第28号）」に替え「医療機器の臨床試験の実施の基準の省令（平成17年3月23日厚生労働省令第36号）」を適用する。
- 2 本条第1項第1号に規定する医療機器の治験を実施する場合には、医薬品医療機器等法施行規則第275条に基づき、医薬品医療機器等法施行規則第269条及び第270条の規定を準用する。
- 3 前項第1号に規定する医療機器の治験に本手順書を準用する場合には、「治験薬」を「治験機器」に、「被験薬」を「被験機器」に、「副作用」を「不具合」に適宜、読み替えるものとする。

(本手順書の適用時期)

第12条 本手順書は、所長の記名捺印又は署名の日から施行するものとする。

以上

付則

作成日：2014年2月3日（第1.0版）

改訂日：2015年10月1日（第2.0版）所長交代及び薬事法名称変更に伴い改訂

改訂日：2016年4月1日（第2.1版）所長交代に伴い改訂（所長のみ変更）

